

マイナンバー対応支援

中小福祉事業団と連携

損保ジャパン日本興亜は中小企業を対象に社会保障・税番号（マイナンバー）制度に必要な体制整備を支援するサービスを7日から始める。中小企業福祉事業団（東京都台東区）と連携し、マイナンバーの管理や運用に必要な社内ルール作りを後押しする。必要に応じて社会保障労務士を企業に派遣し、相談にも応じる。

損保ジャパン日本興亜

マイナンバーは10月 社会保障や税などの分から個人に通知され、野に限定して16年1月

損保ジャパン日本興亜が提供するマイナンバー関連書類のひな形(10種類)

会社の基本方針
就業規則記載例
特定個人情報保護規程
特定個人情報安全管理細則
個人番号利用目的通知書
委任状（配偶者用）
個人番号利用同意書／個人番号通知書
個人番号受領書
個人番号管理簿
個人情報に係る業務委託契約

から運用が始まる。企業は従業員から集めたマイナンバーを源泉徴収票などに記載した上で行政側に提出する。このため、マイナンバーの管理・運用にむけた会社方針などを策定する必要がある。損保ジャパン日本興亜は社内規定など10種類関連書類のひな型を無償で提供し、中小企業が社内体制を整備する土台に活用してもらう。また、中小企業

福祉事業団から社会保障労務士を企業に派遣し、初回に限り、無料でコンサルティングも行う。

マイナンバー制度をめぐっては経営資源に限りがある中小企業は大企業に比べ、ルール作りなどの対応が遅れているとされる。

東京商工リサーチが6月下旬から7月上旬にかけて、全国4900社超を対象に実施した調査によると、マイナンバー制度への準備状況について「未検討」と回答した割合が大企業で全体の12・9%だったのに対し、中小企業は35・3%に上る。